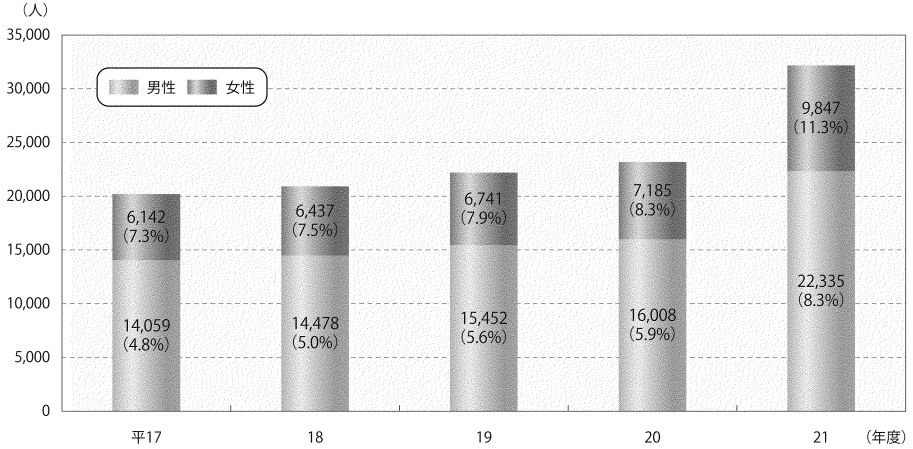
離職率（前年度１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）は給与法適用職員で9.1%、給与特例法適用職員で3.5%、特定独立行政法人職員で8.7%、全職員で9.1%（男性8.3%、女性11.3%）となっている。

図１－６　最近５年間の離職者数



（注）1　日本郵政公社職員を除く。
2　（　）内は離職率（前年度1月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）を示す。
3　平成21年度の離職者数には、社会保険庁の廃止に伴うもの（約12,500人）が含まれる。

３　特定官職（本府省の課長等）への任命

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに特定独立行政法人の官職のうち人事院の定める官職（特定官職という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無（人事院の定める要件を満たすこと）を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、この要件によることができない場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、平成23年３月31日現在2,321あり、平成22年度中における特定官職への昇任等に係る各府省からの報告は423人、協議は８人である。その内訳は表１－６に示すとおりである。

表１－６　平成22年度特定官職（本府省課長等）への任命の報告・協議状況

（単位：人）

区分＼官職	次官級	本府省局長級	本府省審議官級	本府省課長級	計
採　用	0 3	3 0	8 1	22 0	33 4
昇　任	17 0	41 0	109 0	148 4	315 4
転　任	0 0	6 0	12 0	39 0	57 0
配置換	0 0	2 0	1 0	15 0	18 0
計	17 3	52 0	130 1	224 4	423 8

（注）　上段は「報告」、下段は「協議」の人数を示す。

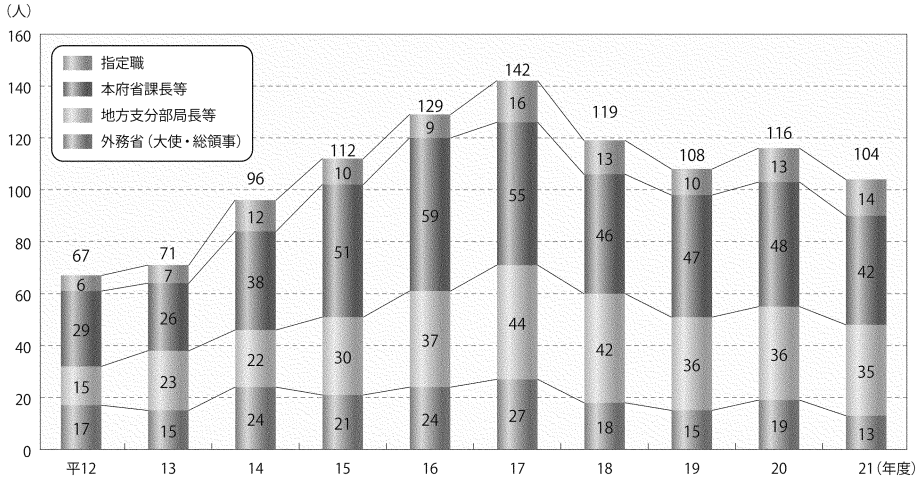
４　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用

意欲と能力のある優秀なⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用を着実に推進するため、各府省においては、「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」（平成11年事務総長通知）に基づき、「計画的育成者」の選抜、育成に努めており、従前Ⅰ種採用職員が就いていたポストへの任用や出向ポストの拡大など、各府省それぞれの実情に応じた取組がなされているとともに、人事院においては、「計画的育成者」の登用に資することを目的として、行政研修（特別課程）を係員級（２回）、係長級（３回）及び課長補佐級（２回）を実施しており、平成22年度においては、係員級では23府省から105人、係長級では23府省から118人、課長補佐級では22府省から75人の参加があった。

さらに、これまで海外勤務や海外研修の機会の少なかったⅡ種・Ⅲ種等採用職員に対して、国際化する行政に対応し得る基礎的素養の向上を図るため、短期在外研究員制度の特別枠を設定し、平成22年度は、行政研修（係長級特別課程）受講者の中から選抜した４人を海外研修に派遣した。

また、人事院は、毎年、各府省人事担当課長からなる「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員登用連絡協議会」を開催し、登用の実情把握や啓発に努めている。平成21年度においてⅡ種・Ⅲ種等採用職員の登用推進努力として行った新たな幹部職員（本府省課長級以上）への任用数は、指定職ポスト14人、本府省課長等42人、地方支分部局長等48人で、計104人であり、公務を取り巻く環境の下、ここ数年は横ばいとなっている。

図１－７　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の新たな任用状況（本府省課長級以上）



５　法科大学院への派遣

法科大学院における教育は、司法修習生の修習との有機的な連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものである。この観点に立ち、そのような実務に関する教育の実効性を確保するため、平成16年４月１日に法科大学院派遣法が施行され、裁判官及び検察官に加えて、行政実務に関する最先端の専門的な知識・経験を有する一般職の国家公務員を法科大学院に実務家教員として継続的かつ安定的に派遣する法科大学院派遣制度が設けられている。